

議案第10号

入間市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和4年2月16日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

豊岡小学校区及び藤沢北小学校区に学童保育室を追加して設置するとともに、既存の学童保育室の定員等を改めたいので、この案を提出するものである。

入間市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例

入間市学童保育室設置及び管理条例（昭和58年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

豊岡学童保育室	入間市向陽台一丁目1番地14	70人
---------	----------------	-----

」

を

「

豊岡学童保育室	入間市向陽台一丁目1番地14	40人
豊岡第二学童保育室	入間市向陽台一丁目1番地14	40人

」

に、

「

東金子学童保育室	入間市大字小谷田1465番地	70人
藤沢北学童保育室	入間市東町七丁目10番20号	70人
高倉学童保育室	入間市高倉四丁目6番17号	70人

」

を

「

東金子学童保育室	入間市大字小谷田1524番地	40人
藤沢北学童保育室	入間市東町七丁目7番1号	40人
藤沢北第二学童保育室	入間市東町七丁目7番1号	40人
藤沢北第三学童保育室	入間市東町七丁目7番1号	40人
高倉学童保育室	入間市高倉四丁目14番7号	40人

」

に改め、同表宮寺学童保育室の項中「35人」を「40人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。